

鹿屋市業務継続計画

【地震災害編】

(平成 28 年度策定)

鹿 屋 市

目次

1	業務継続計画（地震災害編）の基本的考え方	1
1-1	計画の趣旨	1
1-2	業務継続計画の概要	1
	（1）業務継続計画（BCP）とは	1
	（2）業務継続計画の効果	1
	（3）非常時優先業務とは	2
1-3	業務継続計画と地域防災計画との関係	2
2	鹿屋市業務継続計画の基本方針	4
2-1	計画の基本方針（BCPの目標）	4
2-2	計画の構成	4
2-3	計画の対象	4
2-4	計画の発動	4
3	被害状況の想定	5
3-1	想定する災害	5
3-2	被害状況の想定	6
	（1）本市全体の被害状況の想定	6
	（2）本庁舎等の被害状況の想定	6
4	非常時優先業務の選定	8
4-1	対象期間	8
4-2	対象業務の範囲	8
	（1）災害応急対策業務	8
	（2）継続通常業務	8
4-3	非常時優先業務の選定	9
	（1）選定手順	9
	（2）非常時優先業務選定の基準	10
5	非常時優先業務継続のための体制確立	12
5-1	職員の確保	12
	（1）参集可能職員数の把握	12
	（2）職員の確保対策	14
5-2	非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策	15
	（1）庁舎等の安全性の確保	15
	（2）ライフライン設備等の確保	15
	（3）業務遂行のために必要な物資等の確保	16

5-3	指揮命令系統の確立	18
6	業務継続体制の向上	19
	(1)教育・訓練	19
	(2)計画の点検・見直し	19

1 業務継続計画（地震災害編）の基本的考え方

1-1 計画の趣旨

大規模地震が発生した際の緊急時においては、地域防災計画に定める災害応急対策業務の着実な推進と、継続する必要性が高い通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え、可能な限り速やかな復旧・復興に努め、市民生活の回復を図らなければならない。

このため、緊急時に災害対策本部の各班（部）の担当する業務について、業務の範囲と優先順位及び必要な事項を定め、緊急時における様々な状況に対応して適切な行動の選択を可能にすることによって、災害による市民の生命及び生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応に資することを目的として、業務継続計画を策定する。

1-2 業務継続計画の概要

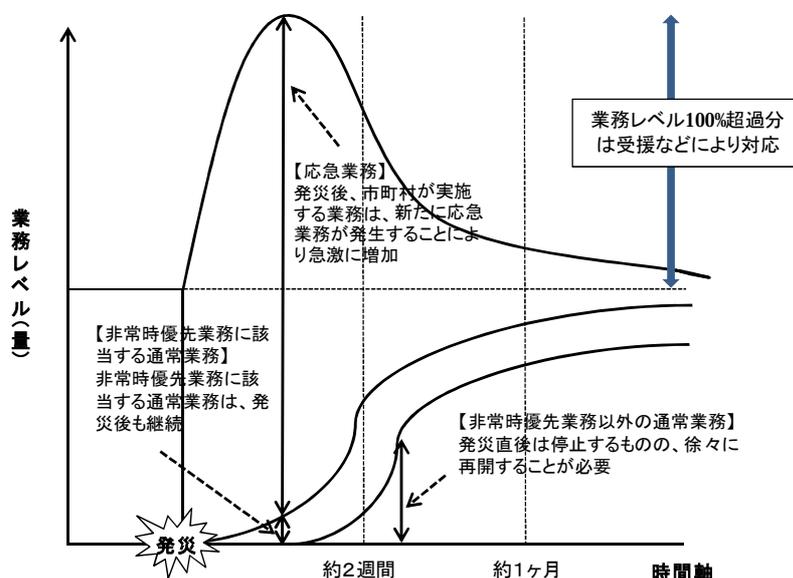
(1) 業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、もの、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、地域防災計画に定められた災害対応業務及び災害時においても優先的に継続すべき通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定したうえで、その優先順位を定めるとともに、継続に必要な資源の確保や配分などについて、必要な事項を明らかにすることにより、大規模災害時であっても適切に対応できることを目的とした計画である。

(2) 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定することによって、様々な制約下にあっても、あらかじめ定められた優先順位のもとに必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得ていて、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

■業務継続計画の効果

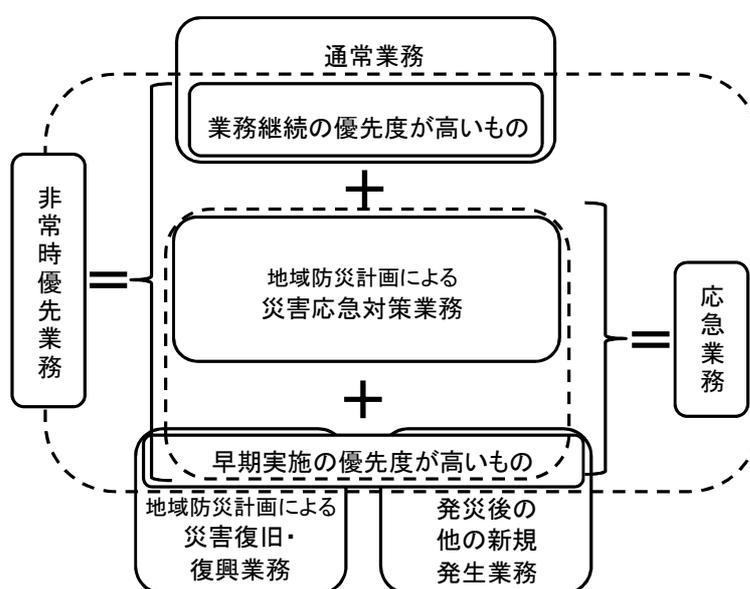


(3) 非常時優先業務とは

非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務であり、地域防災計画における災害応急対策業務を基本として、市民の生命財産の保護や生活の復旧のために優先して行う必要のある一部の災害復旧復興業務及び通常業務のうち継続して行うべき業務が対象となる。

なお、発災後しばらくの間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

■ 非常時優先業務



1-3 業務継続計画と地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和63年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災会議が作成する計画であり、想定される災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた総合的かつ基本的な計画である。

実際に災害が発生した場合に、市民の生命財産を保護し、市民生活や地域経済の維持・回復を図るためには、地域防災計画に定められた災害応急対策だけでなく、戸籍や福祉などの通常業務の一部も継続するとともに、発災直後から行政機能の速やかな回復を図っていく必要がある。

業務継続計画の目的は、人、もの、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、当該業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な震災時であっても、適切な業務執行を行うことにある。

業務継続計画と地域防災計画との主な相違点を列挙すると以下のようになる。

■業務継続計画と地域防災計画との相違点

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である。 (実効性の確保)	地方公共団体が、発生時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の被災	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	行政の被災は、特に想定する必要がない。
対象業務	非常時優先業務を対象とする。 (応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。)	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。 (必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する。)	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。

出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」第1版【解説】(内閣府：H22.4)

2 鹿屋市業務継続計画の基本方針

2-1 計画の基本方針（BCPの目標）

鹿屋市業務継続計画（以下「本計画」という。）では、震災時における、本市の業務執行の基本方針を、次のとおりとする。

ア 市民の生命、身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）。

震災が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、市民生活や経済活動等の維持を図るため、非常時優先業務を最優先に実施する。

イ 非常時優先業務を実施するための体制を確立する。

市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保を図るなど、非常時優先業務を効果的・効率的に実施するための体制を確立する。

ウ 非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

人材・施設・資機材等の資源を非常時優先業務に集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

2-2 計画の構成

本計画では、大規模地震発生時における本市の業務継続について系統的に説明を行うため、まず、計画の対象となる「組織」を明らかにし、鹿屋市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）における地震想定のうち、本計画で想定する地震の「被害状況の想定」を選定する。

次に、本計画で対象とする「非常時優先業務」選定の基準について説明するとともに「非常時優先業務」ごとに業務着手の目標時期を一覧表として示す。

最後に、業務継続のための「体制の確立」とともに、業務継続のための「資源・環境の確保」並びに「業務継続体制の向上」について計画するものとする。

2-3 計画の対象

本計画の対象は、本市が実施する業務全般とし、市役所本庁舎及び分庁舎、総合支所、各出張所、消防本部、消防署を対象とする。

2-4 計画の発動

災害対策本部長（市長。以下「本部長」という。）は、災害対策本部の設置と同時に本計画の発動を宣言する。

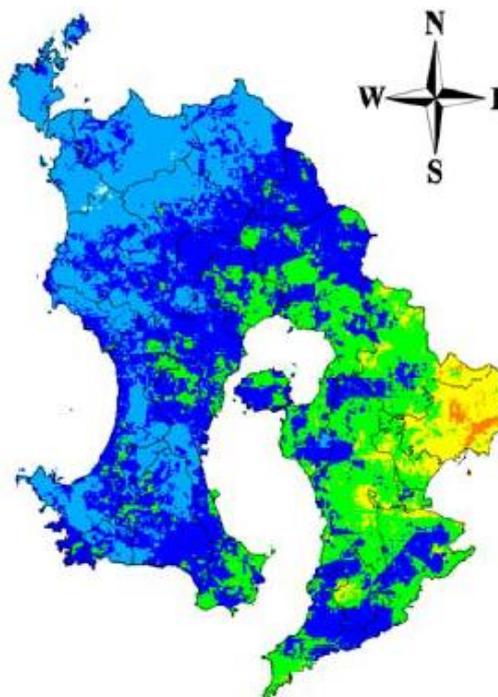
3 被害状況の想定

3-1 想定する災害

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、本市の業務が外部条件によって受ける制約（ライフライン支障、交通支障等）を把握することが重要となる。このため、本市に及ぼす影響が最も大きいと考えられる「種子島東方沖地震」「南海トラフ大地震」を想定地震とした。

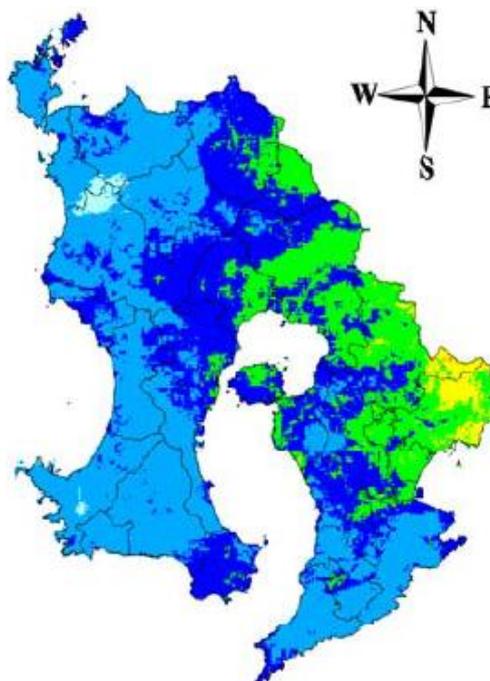
■種子島東方沖地震

規模：震度6弱



■南海トラフ（西側ケース）巨大地震

規模：震度6弱



出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査

3-2 被害状況の想定

(1) 本市全体の被害状況の想定

想定地震に対する本市全体の被害想定結果（「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による）と被害の概況は、次表のとおりである。

■被害の概要

項目		被害想定結果 (種子島東方沖地震)	本市の被害の概況 (復旧予想)
建物被害	建物棟数	43,600 棟	・市内の建物のうち、約 2,700 棟が全・半壊する。
	全壊棟数	470 棟	
	半壊棟数	2,200 棟	
火災被害		無し	・延焼火災の危険性は少ないと想定される。
人的被害	死者	10 人	・発災直後、市中心部周辺は、徒歩帰宅者があふれる可能性がある。 ・避難者は被災 1 週間後が最大となる。
	負傷者	90 人	
	重傷者	50 人	
	避難者数	3,200 人	
ライフライン被害	上水道	断水率 16%	・各地で断水が起こる。
	下水道	機能支障率 3%	・機能支障が発生した場合、水洗トイレが使用不可となる。
	電力	停電率 僅か	・僅かではあるが、停電が発生する。
	固定電話	不通回線率 僅か	・回線の混雑が 1 週間から 10 日程度続く可能性がある。
	ガス	供給停止率 2%	・供給停止戸数は少ないと想定される。
道路被害		70 箇所	・津波が川を遡上することに伴い氾濫する。

(2) 本庁舎等の被害状況の想定

市の業務が外部条件によって受ける制約をさらに把握すること等を目的として、本庁舎等の対象施設の被害状況を把握する。想定する被害としては対象施設建築物、建物内部、ライフライン（電力、上水道、通信等）の機能障害等とする。

本庁舎等の対象施設の被害状況の想定は、次表のとおりである。

■本庁舎等の対象施設の被害状況の想定

項目	被害状況の想定（復旧予想）
市庁舎等	○本庁舎、消防本部及び支所所在地の予測震度は、震度6弱と想定する。 ○本庁舎、消防本部及び支所は、使用不能となる重大な被害、損壊は生じていないものと想定する。
執務空間	○本庁舎は震度6弱の揺れが予測され、執務室内は、固定されていない書庫等のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損・飛散により、執務室の使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じると想定する。
電力	○商用電力は、発災後12時間程度は外部からの電源供給はないと想定する。
電話	○一般の電話・FAXは、回線の混雑により数日間は、つながりにくい状況が継続すると想定する。
県防災通信システム	○地上系については、公衆回線の断裂、衛星系については設備の被災により利用不能となる可能性があるとして想定する。
情報システム	○発災直後は情報システムが使用できない。電力が回復する12時間以降に順次復旧すると想定する。
エレベーター	○エレベーターでは、閉じ込めが発生すると想定する。 ○発災後12時間程度は、外部からの電源供給はないと想定する。
空調	○停電時には、空調機器は使用不可と想定する。 ○発災後12時間程度は、外部からの電源供給はないと想定する。
水洗トイレ	○停電・断水時は、利用できなくなると想定する。
職員	○平日昼間：職員の負傷の可能性があると想定する。 ○休日又は夜間：本人及び家族の被害、自宅被害、交通機関の途絶等で参集できない職員が出ると想定する。

4 非常時優先業務の選定

地震災害時に人員や機材などの災害対応のための資源に制約を伴う状況下で、市民の生命財産を保護するために地域防災計画で定めている災害応急対策業務を早急に実施しなければならないことはいうまでもないが、一方で、市民生活に係わる災害応急対策以外の行政ニーズへの対応への影響を最小限に食い止めるために必要な通常業務の継続又は早期回復も重大な課題である。

このため、発災後いつ頃の時期までに各業務を開始・再開する必要があるかを検討し、一定の期間内に開始・再開すべき業務を「非常時優先業務」として選定する。

4-1 対象期間

「非常時優先業務」は、発災直後から遅くとも1月（業務開始実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間）以内に着手しなければならず、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務とする。

4-2 対象業務の範囲

「非常時優先業務」は、地域防災計画における応急対策と一部の復旧・復興対策からなる「災害応急対策業務」と、それ以外の通常業務のうち災害時においても継続が求められる「継続通常業務」を対象とする。

これらの「非常時優先業務」に対して限られた人的・物的資源を集中的に投入し、大規模災害時においても市民の生命・健康・財産を守るものとする。

(1) 災害応急対策業務

地域防災計画では、市、県、国及び事業所等、関係機関が行う業務として予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務が定められている。そのうち、市が災害時に行わなければならない業務を本計画では「災害応急対策業務」とする。

該当する業務は、「鹿屋市地域防災計画地震・津波災害対策編」で市が担当する業務のうち「第3部 災害応急対策」で挙げられている業務のすべてと、「第5部 災害復旧・復興」で挙げられている業務の一部とする。

(2) 継続通常業務

通常業務のうち、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るためや、市役所の基幹的な組織機能、オフィス機能を維持するための観点から、災害時においても業務継続の優先度の高い業務を本計画では「継続通常業務」とする。

4-3 非常時優先業務の選定

(1) 選定手順

非常時優先業務の選定は、次のとおり行う。

- ア 「非常時優先業務」は、発災後遅くとも1月以内に着手しなければならない、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務を選定する。
- イ 災害応急対策業務に係る内容について、「鹿屋市地域防災計画・一般災害対策編」に掲げる所掌事務を基本として、地震発生時に生じると想定される具体的業務を非常時優先業務として選定する。
- ウ 継続通常業務に係る内容については、「鹿屋市行政組織規則」「鹿屋市議会事務局処務規程」「鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則」「鹿屋市選挙管理委員会規程」「鹿屋市農業委員会処務規程」「鹿屋市水道事業会計事務処理要領」「鹿屋市監査委員事務局規程」に掲げる所掌事務を基本として、特に継続実施が不可欠な業務を選定する。

■業務の区分と内容

必要度		内容
非常時優先業務	継続通常業務	○通常業務のうち、業務の規模を縮小する、方法を工夫する等により続行する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命・健康・財産を守る業務 ・市の意思決定に必要な業務 ・その他、休止することができない業務 (例) 死亡届・出生等の戸籍受付、議会に関する業務 など
	災害応急対策業務	○災害発生時に行う業務 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画「第3部 災害応急対策」における業務 ・地域防災計画「第5部 災害復旧・復興」で挙げられている業務のうち、被災者の生活支援等に供する業務 (例) 災害見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給、市税等の減免 など
停止・休止業務		○通常業務のうち、停止・休止する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間（1月超）先送りすることが可能な業務 ・災害復興までの間、停止・休止することがやむを得ない業務 (例) 職員研修、地域懇談会 など

エ 非常時優先業務ごとに、業務開始目標時間を設定する。業務開始目標時間設定に際しては以下の点に留意する。

○地域社会の影響や法令の適正な執行の観点から検討する。

○今の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点ではなく、住民にとって当該業務が開始される必要があるかという「必要性」の視点から設定する。

オ 本計画検討の前提としている勤務時間外（平日夜間や休日）に大規模地震等が発生した場合について検討する。ただし、勤務時間内に地震が発生した場合や、大規模水害時における適用も視野に入れる。

(2)非常時優先業務選定の基準

非常時優先業務の選定基準は、次表のとおりとする。

■災害応急対策業務及び継続通常業務

業務開始 目標時間	該当する業務 の考え方	代表的な業務例
3時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処理等） d 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e 避難所の開設、運営業務 f 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続 	<ul style="list-style-type: none"> a 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） d 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入れ等） e 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続等） f 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b 市街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等） c 災害対応に必要な経費の確保に係る業務 d 業務システムの再開等に係る業務

2週間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c 教育再開に係る業務 d 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1月 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a その他の業務

資料：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」（内閣府 H22.4）

5 非常時優先業務継続のための体制確立

5-1 職員の確保

(1) 参集可能職員数の把握

職員の確保による実施体制の確立は、本計画遂行上の基本であり、早朝・夜間や休日等の勤務時間外に発災した場合には、参集職員の確認は最重要課題の一つであり、全庁的な確保状況だけでなく、所属ごとに必要な人数が確保可能か確認する必要がある。

時間外に発災した場合は、参集する職員数は着手できる業務の決定上の重要な要素となるため、各班（部）においては、常に、勤務時間外における発災を想定し、職員の参集時間を予測し、想定される参集職員数により着手可能な業務を想定しておく必要がある。

参集想定に当たっては「参集予測の考え方」に基づき算出する。

■参集予測の考え方

地震発生から 1時間後の参集	4km圏内の職員の約6割が参集可能 (考え方) 毎時4kmの速さの連続歩行で参集すると考え、4km圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。
地震発生から 3時間後の参集	12km圏内の職員の約6割が参集可能 (考え方) 毎時4kmの速さの連続歩行で参集すると考え、12km圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。
地震発生から 12時間後の参集	20km圏内の職員の約6割が参集可能 (考え方) 20kmを超えると帰宅困難になるとの想定があることから、20km圏内の職員が参集可能。しかし、3時間後の参集の考え方と同様の理由で4割が参集できない。
地震発生から 1～3日後の参集	20km圏内の職員の約6割が参集可能 (考え方) 12時間後と同じ考え方をする。
地震発生から 3日～1月後の参集	全職員の9割が参集可能 (考え方) 地震の発生3日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20kmを超える職員も徐々に参集可能 1月後は、職員の死傷等により、1割が参集できない。 3日から1月後の間は、その間を直線補完して、参集可能人数を計算

参考：「国土交通省業務継続計画」（平成19年）

■ 本庁の各部・班ごとの時期別参集人数

部名	班名	班人数	1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日～3日 以内	3日～1月 以内	
総務対策部	本部連絡班	12.0	5.4	7.2	7.2	7.2	10.8	
		100.0%	45.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%	
	人事管理班	33.0	12.6	19.2	19.8	19.8	29.7	
		100.0%	38.2%	58.2%	60.0%	60.0%	90.0%	
	秘書広報班	11.0	5.4	6.6	6.6	6.6	9.9	
		100.0%	49.1%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%	
	情報班	12.0	1.8	6.6	7.2	7.2	10.8	
		100.0%	15.0%	55.0%	60.0%	60.0%	90.0%	
	議会対策班	7.0	1.8	3.0	4.2	4.2	6.3	
		100.0%	25.7%	42.9%	60.0%	60.0%	90.0%	
	応援班	18.0	6.6	9.0	10.8	10.8	16.2	
		100.0%	36.7%	50.0%	60.0%	60.0%	90.0%	
	企画財政対策部	企画班	22.0	9.6	12.0	13.2	13.2	19.8
			100.0%	43.6%	54.5%	60.0%	60.0%	90.0%
財政班		16.0	6.0	9.0	9.6	9.6	14.4	
		100.0%	37.5%	56.3%	60.0%	60.0%	90.0%	
出納班		9.0	4.2	5.4	5.4	5.4	8.1	
		100.0%	46.7%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%	
物資供給班	51.0	16.8	28.2	30.6	30.6	45.9		
	100.0%	32.9%	55.3%	60.0%	60.0%	90.0%		
市民環境対策部	清掃班	21.0	6.0	11.4	12.6	12.6	18.9	
		100.0%	28.6%	54.3%	60.0%	60.0%	90.0%	
	避難所対策班	43.0	13.2	25.8	25.8	25.8	38.7	
		100.0%	30.7%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%	
保健福祉対策部	救助班	90.0	31.2	50.4	54.0	54.0	81.0	
		100.0%	34.7%	56.0%	60.0%	60.0%	90.0%	
	救護衛生班	25.0	5.4	13.2	15.0	15.0	22.5	
		100.0%	21.6%	52.8%	60.0%	60.0%	90.0%	
農林商工対策部	農政水産班	25.0	6.6	14.4	15.0	15.0	22.5	
		100.0%	26.4%	57.6%	60.0%	60.0%	90.0%	
	畜産班	14.0	1.2	6.0	8.4	8.4	12.6	
		100.0%	8.6%	42.9%	60.0%	60.0%	90.0%	
	農地整備班	20.0	5.4	10.2	12.0	12.0	18.0	
		100.0%	27.0%	51.0%	60.0%	60.0%	90.0%	
商工観光班	41.0	15.0	22.8	24.6	24.6	36.9		
	100.0%	36.6%	55.6%	60.0%	60.0%	90.0%		
建設対策部	都市政策班	17.0	6.6	9.6	10.2	10.2	15.3	
		100.0%	38.8%	56.5%	60.0%	60.0%	90.0%	
	道路建設班	22.0	7.8	12.0	13.2	13.2	19.8	
		100.0%	35.5%	54.5%	60.0%	60.0%	90.0%	
	建築住宅班	16.0	4.2	7.2	9.6	9.6	14.4	
		100.0%	26.3%	45.0%	60.0%	60.0%	90.0%	
上下水道対策部	上水道施設班	37.0	11.4	22.2	22.2	22.2	33.3	
		100.0%	30.8%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%	

	下水道施設班	12.0	3.0	6.6	7.2	7.2	10.8
		100.0%	25.0%	55.0%	60.0%	60.0%	90.0%
教育対策部	教育班	101.0	28.2	53.4	60.6	60.6	90.9
		100.0%	27.9%	52.9%	60.0%	60.0%	90.0%
支部	総務班	32.0	7.8	16.8	19.2	19.2	28.8
		100.0%	24.4%	52.5%	60.0%	60.0%	90.0%
	市民生活班	28.0	7.8	15.0	16.8	16.8	25.2
		100.0%	27.9%	53.6%	60.0%	60.0%	90.0%
	産業建設班	38.0	7.8	18.0	22.8	22.8	34.2
		100.0%	20.5%	47.4%	60.0%	60.0%	90.0%

※職員の自宅から職場までの距離と各部各班の人数により、国土交通省の参集予測の考え方をもとに参集可能人数を計算

(2) 職員の確保対策

非常時優先業務を行うために必要な人数が不足する場合の対策として、次の対策を行う。

ア 非常時優先業務の更なる絞り込み

各部署の非常時優先業務の実施人員は、地震が休日・夜間に発生した場合においては、あらかじめ割り当てた「当該部署内の担当者」という枠組みの中だけで固定的に対応しようとする、初動期には人員が不足する可能性がある。

そのため、各部署において、初動期の休日・夜間については、非常時優先業務をさらに絞り込み、参集している最小限の人員で確実に実施する体制を検討するものとする。

イ 各部を横断した業務実施体制の確立

非常時優先業務に必要な人員を確保できない場合は、応援職員を充てるものとする。

まずは、部内での調整により行うものとするが、必要人数に対して参集人数が不足する場合は、各部からの要請に基づき、本部事務局で調整し、各部を横断した応援職員の投入を行う。

なお、非常時優先通常業務において、専門的知識が必要とされる業務について職員が不足する場合は想定し、業務経験者の活用や職員OBによる応援などの検討を行う。

ウ 職員安否確認体制の確立

業務継続のためには、職員各自の安否を確実に確認することが必要である。そのため、地震が休日・夜間に発生した場合、参集の可否に関わらず、各職員は、携帯メール（事前にメールアドレスをリスト化）等、予め決められた方法により、自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長に行うものとする。報告する内容は、主に次のとおりとする。

- ・本人の安否情報：無事・負傷（負傷の場合は怪我の程度、入院の場合は入院先）
- ・家族の安否情報：無事・負傷・安否不明
- ・参集の可否：可能・不可能（可能な場合は到着予定時刻、不可能の場合はその理由）
- ・周辺の被害状況：自ら確認をした被害状況等

所属長は、職員の安否確認情報を集約し、本部に報告するものとする。

安否の確認が取れない職員については、携帯、メール等により継続して連絡を取り続けるものとする。

5-2 非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策

非常時優先業務を遂行するためには、施設や設備のほか、様々な資源の確保が必要となる。これらの資源をリスト化し、想定する地震が発生した際には、どの程度利用可能であるかを確認する。

その結果、資源が不足していると考えられる場合には、中長期的な確保対策を検討するとともに、短期的な対策として当面できる補強、代替手段等を検討していくこととする。

(1) 庁舎等の安全性の確保

ア 耐震化の状況

本庁舎（平成3年建設）、分庁舎（平成6年建設）、輝北支所庁舎新館（平成元年建設）、串良支所庁舎（昭和62年建設）は昭和56年の新耐震基準により建設されているが、輝北支所庁舎本館（昭和50年建設）、吾平支所庁舎（昭和37年建設）は旧耐震基準により建設されている。

旧耐震基準により建設された庁舎の耐震診断は実施済みである。

イ 今後の対策

地震発生後には、庁舎内でどの程度まで業務が行えるかどうか、速やかに庁舎の被災状況の確認を行う。また、不測の事態により庁舎が使用できない場合に備えて代替施設の検討も必要である。

(2) ライフライン設備等の確保

地震発生直後は、必要最小限のライフラインの確保に努め、その後、正常な運営に受けた応急・復旧作業を実施していくこととなる。

本庁舎における電力、電話等のライフライン設備等の現状と今後の対策は、次表のとおりである。

■ ライフライン設備等の現状と今後の対策（本庁舎）

区分	項目	現状	対応策等
電力	1 非常用発電機 (1) 発電機について (2) 設置場所 (3) 発電機の起動方法 (4) 燃料確保の体制 (5) 庁内での電力配分 (非常用発電機活用時)	○空冷式（燃料軽油）発電機1基設置 ○津波浸水の可能性：無 ○自動起動 ○10時間分の燃料備蓄 ○電灯については、非常用のみ、動力は一部を除き不可、空調運転は不可能である。	【現時点での課題】 ○備蓄分使用後の燃料の確保

電話	1 電話の現状 (一般回線以外) 2 電話交換機 (1)転倒防止等 (2)故障時の復旧方法 (3)停電時	○停電時対応電話 20 回線 (内 2 回線は不使用) ○災害時優先電話 4 回線 (内 1 回線は不使用) ○アンカーで固定 ○保守管理契約 ○蓄電池を接続	【現時点での課題】 ○災害時優先電話の増設、庁内での設置場所の調整
エレベーター	1 被災・停電時の運用 (利用可能性) 2 停電時の対応 (1)閉じ込め等発生時の対応 (2)停電時のエレベーターの方式 (3)故障時の復旧方法 (4)災害時技術者派遣協力等の締結 (5)故障防止対策の実施状況	○非常用発電機の供給対象となっている。被災時は保守業務の安全点検完了まで利用不可である。 ○マニュアルがあり対応可能 ○4台のうち1台稼働 ○保守業者にて対応 ○協定は未締結 ○未検討	【現時点での課題】 ○被災時のエレベーターの運転再開は、保守業者による安全確認後となり、早期の使用再開のための対策が必要
空調	1 被災・停電時の運用 (1)利用可能性 (2)依存する資源(ガス(中圧・低圧)、上水道、非常用発電機等) 2 停電時の対応 (1)故障時の復旧方法 (2)災害時技術者派遣協定の締結 (3)空調停止時に影響を受けるスペース (4)故障防止対策の実施状況	○非常用発電機対象は電算室のみ、その他は商用電源回復まで利用不可 ○特になし ○特になし ○協定は未締結 ○特になし ○特になし	【現時点での課題】 ○空調が故障した場合は修繕が必要となり、早期の使用再開のため、修繕業者との非常時の体制の検討が必要

(3)業務遂行のために必要な物資等の確保

地震発生直後から、非常時優先業務の遂行のため、執務環境やトイレ、食料・飲料水等を確保しておく必要がある。

本庁舎における執務環境、職員用の飲料水・食料、毛布等、水洗トイレ、消耗品等の現

状と今後の対策は、次表のとおりである。

■執務環境及び備蓄品等の現状と今後の対策（本庁舎）

区分	項目	現状	対応策等
執務環境	1 什器等の転倒防止対策・書架等の扉開放防止対策の実施状況	○什器等の転倒防止対策は実施しているが、他の防止対策は未実施	【現時点での課題】 ○未実施の防止対策について検討が必要
職員用の飲料水・食料、毛布等	1 飲食料品の備蓄 (1)食料 (2)飲料水 2 寝具等	○備蓄なし ○備蓄なし ○備蓄なし	【現状での課題】 ○全職員の9割の3日分程度の食料・飲料水が必要
水洗トイレ	1 停電、断水時のトイレ利用可能性 (1)利用可能性 (2)水の供給状況 (3)貯水槽の水の他用途への配分検討 (4)自然流下可能なトイレ 2 本庁舎の代替トイレ等の確保状況 (1)組立式簡易トイレの備蓄 (2)携帯トイレの備蓄	○非常用発電機の電力を使用するため利用可能 ○井戸水を使用しているため供給可能 ○雑用水を使用しているが飲料水としても利用可能 ○全てのトイレが対象 ○なし ○なし	【現時点での対応策】 ○非常用発電機の備蓄燃料使用後の燃料確保が必要
消耗品等	1 コピー印刷用紙、トナー (1)印刷用紙の確保状況 (2)トナーの確保状況 2 トイレットペーパーの確保状況	○災害時用の確保は行っていない ○保守サービスの範囲のみ。予備の保管は行っていない。 ○災害時用の確保は行っていない。	【現状での課題】 ○災害時での使用枚数等の算定が必要

5-3 指揮命令系統の確立

災害時において、迅速かつ的確に業務を遂行・継続するためには、職員の確保とともに、指揮命令系統の確立が重要となる。このため、長期出張又は被災により業務に従事できない、参集に時間を要する等の理由により責任者が不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行えるように、あらかじめ権限委譲の方法を決めておくなど、指揮命令系統を確立しておく。

■指揮命令系統の確立方法

- 所属の責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で自動的に代行者に委任されるものとする。
- 責任者が本庁に参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わないものとする。
- 責任者と連絡が取れない場合は、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

■権限委任順位

市長は、災害対策本部長であるため、「鹿屋市地域防災計画地震・津波災害対策編」の規定に従い、市長が不在の場合等の職務代理順位者は、次のとおりとする。

また、課長以上の権限委任順位については、「鹿屋市事務決裁規程」などの各執行機関が定めたものを準用する。(通常業務における市長の職務代理者の順位は、地方自治法第152条の規定並びに鹿屋市長の職務代理者に関する規則及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則による。)

【市長（副市長）の権限委任順位】

	第1順位	第2順位
市長	副市長	総務部長

また、円滑に権限を委任し指揮命令系統を確立するため、必要に応じて、各部において、次の検討を行うものとする。

■各部検討事項（必要に応じて定める事項）

- 権限委任を定める責任者の範囲は、原則として課長以上は必須とするが、それ以外の職員については、職務の内容や不在時の影響等を考慮して定めるものとする。
- 代行者が数多くの最優先業務に関与するなどにより、業務負荷が非常に高くなることが考えられるため、災害時の業務負荷等を考慮して代行者を設定する。
- 責任者が有する全ての権限や職務を一人で代行することが困難な場合には、主たる代行者を定めた後に、一部の権限や職務を別の者に部分的に委任することも検討する。
- 同一庁舎内で同時に被災する可能性もあるため、代行者には他の庁舎で勤務している者も含めることも検討する。

6 業務継続体制の向上

(1) 教育・訓練

的確に業務継続を図るためには、職員一人一人が災害時の役割や施設等の資源制約の可能性等について、平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できるよう対応能力を向上させていくことが求められる。

業務継続体制の確立に向け、日頃から全庁的及び各所属において、計画的に研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図っていく。

また、本計画の適切な運用等を図るため、研修、訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うものとする。

■ 訓練（計画的に実施）

- 避難訓練：職員の避難、来客等の避難誘導
- 情報伝達訓練：緊急連絡先への連絡、緊急連絡網での連絡
- 参集訓練：勤務時間外の参集、勤務時間内の配備体制
- 図上訓練：業務継続計画等に基づいた災害対策業務実施の手順確認
- 意思決定訓練：事前又は訓練中に付与される情報に基づき判断し、行動する訓練

(2) 計画の点検・見直し

業務継続計画は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、当初より完全な計画及び体制となるものではない。発災時に実際に機能する計画とするために、定期的に計画の実効性等を点検し、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、継続的に改訂・見直しを行っていくものとする。

鹿屋市業務継続計画

【地震災害編】

(平成 28 年度策定)

発行 鹿屋市市民生活部安全安心課

鹿屋市共栄町 20 番 1 号

電 話 (0994)-43-2111

F A X (0994)-42-2001